

答申

平成30年12月28日付で諮問された「平成30年(2018)10月3日付け公文書部分公開決定通知書(自振第253号)」による処分に対する審査請求の件(総務第754号)について、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求の趣旨のうち、「出雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について(伺い)」の開示を求める部分については却下し、その余については棄却すべきである。

第2 出雲市情報公開条例(平成17年出雲市条例第4号。以下「本条例」という。)第5条の要件充足性について

1 はじめに

本条例第5条は、公文書の公開をできるものとして5つの区分を掲げている。

審査請求人は、2018年9月3日付で、実施機関に対し、本条例第9条の規定により、

「平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員に関する公文書の全て」について開示を求める公文書公開請求(以下、「本件公開請求」という。)を行った。

その際、審査請求人は、本条例第5条の定める請求者の区分について、同条第1号の「市内に住所を有する者」に該当するものと公文書公開請求書に記載していた。

ところが、令和2年(2020)10月19日付「審査請求人の住所について(報告)」により、実施機関から、審査請求人が本件公開請求の時点において、出雲市内に住所を有していなかったとの情報に接したとの報告があったことから、本件公開請求について、本条例第5条の要件充足性を検討する必要が生じた。

2 本条例第5条第1号の要件充足性について

当審査会は同号の要件充足性について検討するため、令和3年1月6日付「住所の確認について」により、審査請求人に対し、住所に関する照会を行ったが、これに対する回答が得られなかったため、本条例第21条第4項に基づき、出雲市に対し、審査請求人の住民票の提出を求めた。

提出された住民票を確認したところ、本件公開請求以前の日である平成29年6月6日に出雲市から転出していることが判明した。

そこで、当審査会は、令和3年3月22日付「審査請求に係る弁明の機会の付与について」により、審査請求人に対し、住民票の記載に基づけば本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充たさないと考えざるを得ないとして、弁明の機会を付与した。

これに対し、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書を当審査会に提出し、「住所」とは住む所だけではなく所有又は借りている建物や土地も含まれる、2018年5月14日以降「90件ぐらい」の公開請求を「市内に住所を有する者」として行っているが出雲市長は異議なく認めていたなどと弁明した。

しかし、「住所」について、民法第22条は生活の本拠をいうものとしていところ、本条例においては単に占有権原のある建物を市内に有することで足りると解すべき理由はなく、また、実施機関が本件公開請求時において補正を求めなかった点について審査会が審理の対象とすることが許されないと考えるべき理由もない。

そのほかに、審査請求人が住民票に記載の平成29年6月6日以降も市内に生活の本拠をおいていたと考えるべき事実は見当たらないから、審査請求人は、本件公開請求日時点において本条例第5条第1号の要件を充足していなかったものと考えざるを得ない。

3 本条例第5条第2号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、市内(出雲市□□□□□□□□□)において●●●●●●●●を営んでいるとして、本条例第5条第2号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性について検討した。

(2) この点について、実施機関に反論を求めたところ、令和3年7月30日

付反論書において、①●●●●●●の運営主体は、鵜鷺地区の住民らを主たる構成員とする任意団体であるか、少なくとも●●●●●●の店舗建物の平成24年2月23日付建物賃貸借契約書の契約主体である〇〇〇〇氏であって、審査請求人ではない、②●●●●●●は平成28年10月1日以降営業しておらず、●●●●●●の店舗として使用されていた建物（以下、「本件建物」という。）には公開請求日時点において営業所としての実態が認められないため、審査請求人は同号の要件を充足しないと主張した。

(3) さらに、審査請求人に対し、上記(2)の実施機関の反論に対する意見を求めたところ、2021年9月17日付意見書において、①●●●●●●は審査請求人と〇〇氏と二人で運営していること、②鵜浦地区の区長などから嫌がらせを受けたことから平成28年10月から●●●●●●を休業しているが、営業を再開するために平成31年4月に調停、訴訟といった法的手続を始めており、これらは●●●●●●の運営の一部であること、●●●●●●は出店の形式で営業を継続していることなどの主張があった。

(4) 本条例が「事務所又は事業所を有する」と定めている以上、同号は、単に公開請求者が出雲市内に占有権原のある建物を有するというだけではならず、当該建物が公開請求日時点において事務所又は事業所として使用されている実態を要求しているものと解すべきである。

(5) 本件建物において●●●●●●が平成28年10月以降営業を行っていない点については争いがない。

そこで、審査請求人の主張についてみると、法的手続をとっているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、審査請求人も〇〇氏も松江市を住所地として訴訟を迫行しており、また、出店の形式で営業を継続しているとの点については、審査請求人提出の疎明資料上、いづどこ（出雲市内であるか否か）で出店を行ったのかが不明であるため、本件建物が公開請求日時点において事業所として使用されていたと考えるべき要素とはならない。

さらに、出雲市において〇〇氏が取得した飲食店営業の営業許可は平

成29年5月31日で有効期間が満了しており、審査会において調査したところ、その後更新もされていないことから、遅くとも営業許可の有効期間が満了した平成29年6月1日以降については本件建物が●●●●●●●●の事業所として使用されていた実態は認められない。

よって、●●●●●●●●の経営主体が審査請求人であるかを検討するまでもなく、本件公開請求日時点において審査請求人は同号の要件を充足していない。

4 本条例第5条第5号の要件充足性について

(1) 次に、審査請求人は、2021年4月23日付弁明書において、本条例第5条第5号の要件を充たす旨主張するので、同号の要件充足性を検討した。

(2) 同号の定める「前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有する者」とは、実施機関が行う事務事業により、自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予測される個人又は法人その他の団体をいい、同号に基づいて公開の請求ができる公文書は、当該利害関係に関する公文書に限られる。

(3) 本件公開請求において、審査請求人が公開を求めた公文書は、「平成22年度～平成25年度集落支援事業の地域支援員に関する公文書の全て」である。

そして、本件審査請求の趣旨は、

「出雲市長は平成22年4月に出雲市集落支援員設置要綱による選任した地域支援員（5名）の選任及び選任決定についての公文書（含む：選任条件、募集資料、申請書、履歴書、決定基準、決定書、報告書、起案用紙）の全ての公開」

というものである。

(4) 地域支援員は、出雲市から委嘱を受けて活動するものであるから、地域支援員の活動は実施機関の事務事業と考えられるところ、平成22年4月に選任された地域支援員の活動報告の中に、●●●●●●●●の開設支援を行った旨の記載が認められる。

審査請求人が●●●●●●の経営に関与していた点に争いはないから、平成22年4月に選任された地域支援員の活動により、審査請求人の権利、利益等に直接の影響を受けたと認めることができる。

本条例第5条第5号に基づき公開を請求することのできる公文書は当該利害関係に関する公文書に限られるところ、本件審査請求において審査請求人が公開を求める公文書は、地域支援員の選任及び選任決定に関する公文書である。そして、地域支援員の選任行為は、地域支援員による活動との関係で、前提となる実施機関の事務事業であるから、両者は密接に関連するといえ、よって、地域支援員の選任及び選任決定に関する公文書についても上記の利害関係に関する公文書と認めることができる。

5 小括

以上より、審査請求人は、上記4(3)記載の本件審査請求において審査請求人が公開を求めている公文書との関係において、本条例第5条第5号の要件を充足する。

第3 本件審査請求の趣旨に対する判断

1 「出雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について（伺い）」について

(1) 審査請求人は、2018年11月29日付け審査請求書において、「出雲市長は平成22年4月に出雲市集落支援員設置要綱による選任した地域支援員（5名）の選任及び選任決定についての公文書（含む：選任条件、募集資料、申請書、履歴書、決定基準、決定書、報告書、起案用紙）の全ての公開」を求めている。

これに対して、実施機関が、2018年12月25日付け弁明書において、本件審査請求の趣旨に含まれる公文書のうち、「出雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について（伺い）」はすでに公開済みであると主張したところ、審査請求人から、2019年3月8日付けで、前記文書については閲覧した記憶がないので、再度の閲覧をしたい旨の書面が提出された。

(2) その後、実施機関が、再度の公文書公開請求をしていただきたい旨を主張したことを受けて、審査請求人から、2019年3月29日付けで、「出

雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について（伺い）」の公開を求める公文書公開請求書が提出された。2019年4月11日付けで同文書の部分公開を認める公文書部分公開決定がなされ、審査請求人による文書の閲覧も完了した。

- (3) 実施機関が、本件情報公開請求に基づき、審査請求人に対し、「出雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について（伺い）」を閲覧させたかどうかについては、上記(1)のとおり、実施機関と審査請求人との間に争いがある様子である。

しかし、上記(2)のとおり、審査請求人による新たな公文書公開請求に基づいて文書の開示が行われた結果、現時点においては、本件審査請求の趣旨のうち、「出雲市集落支援員任命式及び説明会の開催について（伺い）」の開示を求める部分については、審査請求人は本件審査請求の目的を達しており、審査請求の利益を欠くに至っているため、却下すべきである。

2 その余の公文書の開示について

- (1) 審査請求の趣旨に対し、実施機関は、2018年12月25日付け弁明書において、地域支援員の選任は自治協会からの推薦に基づいて行っているため、すでに公開済みの公文書以外に公文書は存在しないと主張した。

当審査会において、実施機関に対し、平成22年当時の自治協会からの推薦形式等の手続きについて確認したところでも、少なくとも平成22年当時、地域支援員の選定過程に関する公文書は、自治協会からの推薦書等も含め一切作成されていなかったことが分かった。

公開すべき公文書が存在しない以上は、本件審査請求は棄却せざるを得ない。

- (2) もっとも、出雲市長が集落支援員を任命するにあたって、候補者の選定過程について記録した公文書が作成されなければ、選定過程に問題がなかったかどうかを、市民が検証することができなくなってしまう。

よって、当審査会の意見として、地域支援員選定過程が市民にとって透明なものとなるために、今後は、地域支援員選定過程に関する公文書を作成していただきたい旨を付言する。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	内 容
平成30年12月28日	実施機関から出雲市情報公開審査会に諮問
令和5年 4月17日 (第1回審査会)	審議
令和5年 5月18日 (第2回審査会)	審議
令和5年 6月27日 (第3回審査会)	審議
令和5年 6月27日	出雲市情報公開審査会から答申

(出雲市情報公開審査会委員名)

板垣正和、大國暢子、加藤智崇、多久和淑子、原量範、山本樹